佐賀県告示第 260 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成30年7月3日から平成30年8月2日まで 佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

佐賀県知事 山 口 祥 義

送吸の揺締	道路の区域			
道路の種類及び路線名	区間	変更前	幅員	延長
		後の別	メートル	メートル
県道	神埼市千代田町境原字七本松	後	34.7~	327.8
佐賀八女線	712 番 6 地先から		15.0	
	神埼市千代田町餘江字川三本			
	松 1056 番 5 地先まで			
	神埼市千代田町境原字七本松	前	11.6~	325.6
	712 番 6 地先から		8.2	
	神埼市千代田町餘江字川三本			
	松 1056 番 5 地先まで			